

住まいの相談会



様々なお悩みにお答えします！

- 建替え助成を使って建替えを考えているんだけど、どのような助成制度があるの？
- 敷地が道路に接していないため建替えができません。住まいを改善したいのですが…
- 老朽アパートを建替えるにあたり、どのような法制度を理解しておくべきですか？ 等々

事前に下記のお問い合わせ先までご連絡いただきますと、当日のご案内がスムーズになります！

当日、多くの方の参加が予想されます。ご予約のない方にはお席をご用意できない場合がございますので、予めご了承ください。



日時

平成28年

① 1月15日(金)

午後7時～9時半

※受付は午後8時半まで

② 1月16日(土)

午前9時半～12時

※受付は午前11時まで

場所

アクト21

(東尾久 5-9-3)

第一会議室



☆開催時間の間、自由に入退室できます☆

ミニ講座 建替えに関する法律豆知識！！



冒頭に「建替えに関する法制度について」のミニ講座(30分程度)を開催します！

今回は、円滑に建物の建替えを行うために、事前に知っておくと良い法制度に関する知識を、豊富な経験を持つ弁護士さんをお迎えして、事例等を通してわかりやすくご紹介いたします。

【お問い合わせ】

荒川区防災都市づくり部防災街づくり推進課防災街づくり係(区役所北庁舎2階⑭窓口)
電話: 03-3802-3111(内線2828) fax: 03-3802-4104

第三回住まいの相談会の様子

今年度第三回目の住まいの相談会(10月30・31日)には、延べ31名の皆様にお越し頂きました。建替え、特区支援制度、耐震化、借地、税務等に関するご相談を受け付けました。



このようにご相談をお受けしています！

質問



将来、親が所有する土地を相続する際に、土地の売却を検討しています。親名義の土地の売却には、どのような点に注意する必要がありますか？



借地上に老朽した木造住宅を所有しており、老後に住み替えを検討しています。どのようにして所有している住宅を処理すれば良いでしょうか。

回答

相続する不動産の売却を行うには、まずは相続人を定めた上で、名義変更を行う必要があります。売却して得た利益(譲渡益)は課税の対象となりますので、確定申告を忘れないようにしましょう。

地主さんに借地権を買い取ってもらい、老朽した木造住宅は除却制度を活用して除却し、併せて今年度より実施している住み替え支援制度をご活用されてはいかがでしょうか。



不燃化特区の助成制度をご活用ください！！

1 不燃化建築物への建替えに伴う費用を助成します

●住宅以外も

対象となります！

●居住していない建物

も対象となります！

●建物所有者以外も

助成対象者となります！

■助成内容

○除却費用は全額助成します。

(上限金額:2万2千/m²、延べ面積:1,000m²まで)

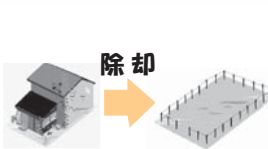
○不燃化建築物の設計費及び工事監理費を一部助成します。

■助成要件

○築15年以上経過した木造の建築物を除却

○準耐火か耐火建築物への建替え

2 危険老朽木造住宅を区が寄付を受け除却します



■助成内容

○除却費用は全額助成します。

(上限金額:2万2千/m²、延べ面積:1,000m²まで)

■助成要件

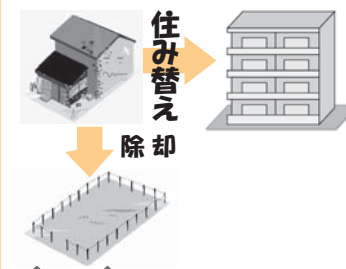
○昭和56年5月31日以前に建築され、かつ、区が危険と判定した建物

3 危険老朽建築物の除却費用を助成します

4 固定資産税・都市計画税の減免を受けられます

5 危険老朽建築物の住み替え費用の一部を助成します

危険老朽建築物 住み替え住宅



■助成内容

○転居一時金(礼金(権利金)及び仲介手数料の実費)

○住居用家財移転費用

(引越し代又はレンタカー代実費)

○家賃(契約家賃の3ヶ月分(高齢者世帯は6ヶ月))

■助成要件

※お問い合わせ先にご連絡ください。

2、3の各事業との併用可

次回の「住まいの相談会」の開催予定

日程：平成28年3月4日(金)・5日(土)

場所：センターまちや(ムーブ町屋)

左記日程にて、住まいの相談会を開催します。詳細については、ホームページやチラシにて、随時ご案内致します。※開催日、会場は変更となる場合があります。